

取組にあたっての支障（地域の声）

「古民家再生と定期賃貸借による活用」

古民家再生をした古民家を借地借家法にもとづく「定期賃貸借」契約による 1 軒まるごと観光客に借りていただき、自由に滞在していただくという事業を開始したところ、保健所から、定期賃貸借でも、「宿泊業」とみなし、旅館業法による認可が必要というクレームがつき、築百年を超える古民家なのに「管理人室を作れ」や建築基準法に添った改築をしろ」という要請があり地元では困惑している

「遊漁船船免許と漁業体験の矛盾」

県の見解として「船の上での漁業体験は遊漁行為にあたる」として、当協会の船上【海上】で、漁師さんの仕事をお手伝いする漁業体験に対しクレームがつき、その漁船および漁師さんに遊漁船船免許をとりなさい！という行政指導が入りました。

漁業体験は、第一次産業に触れるという教育的な意味も含めてあくまでも、普段漁師さんがやっている漁をお手伝いし、もちろんとった魚は漁師さんのものとなり、まさに、体験だけが目的のものです。いわゆる「遊漁行為」とは釣りバカのハマチャンがするようなことで、個人所有の釣り竿で、自分のやり方で釣りをし、当然とった魚も自分のものというまさに「遊びで漁をする」行為のことです。

それを漁業体験に適応されると、体験活動が成り立ちません。

「NPOの人件費は安い？」

NPO関係者が某省から、「NPOだから人件費は子供の小遣い程度で良いでしょう。人件費を大幅に少ない金額での積算をしなさい」と指導された。

「補助事業の申請に関して、申請書の様式が不備」

■申請書式の送付資料は本省から地方支分部局に送られたものが、そのまま転送されてくる。本来、申請者側の提出書類と地方支分部局が作成する書類に分けられた上で、申請者への書式などの指導とともに、送られてくるべきものではないかと思うが、申要綱、記入様式書類など全く仕分けがされておらず、指示もない。民間の出す助成金は、通常赤字等で記載事例が書いてあったり、記入資料一式が 1 冊にまとまっていて、それにしたがって提出・確認できるよう

になっているが、当事業の資料はほぼ整理されておらず、非常にわかりづらい。本省のHP上には「良くある質問や記入の間違い」とあるが、ここに出てくる項目は、資料の不備の問題ではないかと疑わざるを得ない。

■事業が始まっているのかかわらず、何度も要綱と要領が変更され、そのたびに資料が届くが、変更箇所が強調されていないため、何十ページもある資料を一字づつ読み比べないとわからない。

■資料が随時送られてくるが、提出書類と連動していないことが多いため、どの資料に、何を記入するのか探し出すのに時間がかかり、かつ間違いがおきやすい。

■記載指示や記載例がほぼない。専門用語が多くその説明がないことが多い。

■一度記載した事項とほぼ同様の内容を、再記入することが多い。

■郵送された様式と、メールの添付様式が違っていた。

■スケジュールや様式が、H20年度用、H21年度用と明確に分かれていない。またその指示がないため、地方支分部局へ都度再確認が必要。

⇒「20度に計画策定された協議会は、21年度の計画提出が必要だが、21年度からの申請団体は3月末までに提出すればよい。」という記載が資料によってあるものもないものがあり不明確だったため、地方支分部局に確認をとったところ、担当者より、21年度からの申請団体もすぐに計画書提出をしてほしいと指示があった。そのため、資料到着後3日ほどしかない締め切りに向けて記入を始めた。さらに別記様式6号別紙にあった、別添データ等の記載を市へ依頼したところ、「ここまでの細かいデータを洗い出すことができない。本当に提出しなければいけないのか再確認してほしい」といわれ、再度地方支分部局に再度確認を取ったところ、おそらく最初に担当した者の「勘違い」だろうとのこと。今年度3月末の報告までであればよいとのことだった。この「勘違い」のために、他の業務を犠牲にして3日間を費やし作成した書類が無駄となった。

さらに、別記様式6号別紙については、20年度のもので、21年度は変更されていると聞いたが、変更後の様式のデータは手元には届いていなかった。また後にHPからダウンロードできることがわかったが、送付書類や電話対応ではその指示も無かったため、結局書き直しとなった。

■5月15日、提出書類（別記様式第1号（第5関係）（その18）-2）について本省に問い合わせたところ「記入の仕方がよくわからない。確認するのは地方支部局なのでそちらに聞いてほしい」と言われた。その後、地方支分部局へ問い合わせたところ、「たぶん〇〇って書いてあればいいんじゃないですかね」と的を得ない答えだった。また今回だけでなく、問い合わせの度に、担当者も資料の中から探し出すのに苦勞しているようで、明確な回答を得るのに時間がかかった。担当者が2人いるが、情報や進捗状況を共有していないことが多く、

たらいまわしにされることも多い。挙句の果てには「いないと言っておいて」という居留守の指示が電話口から聞こえたこともあった。

■連絡用のメールは、事務局と担当者の勤務先の両方に送ってもらえるようお願いしているが、来る時と来ない時があり、何度か連絡ミスがあった。

■事業内容については「ソフト」でないと認められない項目が多く、少量の材木を買うことも規制がかかる。地域資源の活用にあたり、「ソフト」と「ハード」はどちらも不可欠なはず。よって当助成金単独では事業を進めることはできないと考える。

■書棚の購入は助成対象外とされた。購入理由は、「地域の資源を閲覧できるようにしたり、整理したりするため」のものだったが、本庁より「ファイル整理は、この事業でなくてもできるので、事業経費として認めない」という理由で却下された。

「生活圏に重なる法の適用を地図化する」

一般人は法の内容や対象範囲について分からないために、結果的に「違法行為」を行ってしまう。そこで、沿岸海、海浜、漁港、から最奥の水源林に至るまでの地図上に各所を管轄する「法の地図」を重ねてほしい。河川なら河川法とか、実際の地図に法の名を落とし込んでいただき、そして法の概要を別冊子にしてくださいと、小さな村落集合体に膨大な法が覆っていることが、わかる。また各個問題を調べたいとき、一体「何法」を調べればよいのかもわかる。

個別の法問題も重要ですが、ムラにどれほどの「法」が関わるのか知りたい。モノに関わる法、ひとに関わる法などあるでしょうが、うまくやれば「法の村落地図」が出来ると思う。

「海流寄りつきゴミに関する処理費用負担の問題」

海辺でクリーンアップ活動などを行う際に、集めたゴミの処理は団体側が自費で処理するケースが多々ある。自治体ごとに対応が異なる。

※某山でも30年近くに亘り、樹海や山林で集めたごみはボランティア側が自費負担することが当たり前になっていて、時には回／1万円ほどになる。理不尽な対応だと感じている。

「河川の法面の使用（夏季のみの仮設棧敷など）の可能性」

河川法によって、利用制限がされている河川敷や法面において、夏季に仮設棧敷を設置することの緩和ができないか。

「公共用地での公共財の景観的配慮が必要」

国道、県道、市道などの「景観措置」が考えられていないことが多い。例えば橋の鉄製のペンキ塗り欄干を、地元として見苦しいために、杉の間伐防腐処理材での被覆工事をボランティア的に行いたい旨、出先事務所に申し出たが、断られた。地域の景観をよくしたいという地元の声が反映されない。また道沿いの「過剰な看板類」の規制もほしい。

「新規就農者や移住者が農地を使えない」

新規就農者や移住者が農地を求めてもハードルが高く、また、農業委員会などが閉鎖的でもあるために、農地取得や活用が出来ない。農業委員会、改良区、との調整方法にも課題を感じる

「保健所の過剰な規制」

露地野菜の加工施設への、細かい規制が保健所より来ていて、地域住民の小さな加工施設では規制内容を満たすことが出来ない。

「実情に合わない都市計画法」

都市計画調整区域の問題。増改築は可、新築はダメがおおい。

「地域の空き家活用」

古民家など、過疎地域に多く点在する空き家をデイサービス施設などに点活用する場合に新築並みの規制が求められ、断念せざるを得ない。古民家ゆえの使い方が出来ないだろうか。

「地域内公共交通の設置」

既存のバス交通網へとアクセスする、遠方集落などのコミュニティ往還の小形電気バスを地域のNPOなどが導入し、運営するには現状、道交法等が壁となっていて困難。

「地域内小規模エネルギー自給計画」

マイクロ水力発電、ソーラー、小形風力、水車など地域内で得られる複合エネルギーの系のシュミレーション実施と各発電装置への助成がないだろうか。

「村落内で訪問者が短期、中期、宿泊する際の施設への規制」

村落内での短期・中期宿泊施設を設置する際にかかる種々の法的規制は、村落らしさを失わせる改築やサービスを求められる。

「簡易水道や浄化槽設置の助成を団体にも適応してほしい」

簡易水道設備、合併浄化槽の設置などの助成を団体にも適応できないか。現状は一般家庭のみが対象。

「助成金で整備する対象に中古品を入れたい」

小型林業の共用拠点を作る計画で、一時集材場、自然乾燥場、などの屋根のみのスペースで可能。できれば小型製材所+小型の通常乾燥釜を。双方、現在製材所の倒産が続き中古品が溢れています。助成金購買は「新品」というやりかたを変えて中古品の購入も出来るようにしたい。

地域には大型の木材コンビナートではなく、小規模なものが「どこにでもある」のが重要。

「中山間地で自然景観を生かした環境教育用施設が開発行為として解体」

40年間放置され、篠竹などの密生した藪地だった農地を10年がかりで開墾し復田して地域住民・学童を含む都市部の参加者に農業体験だけでなく自然体験や調査、観察などを行う場とした。有畜有機農業・自然体験プログラムの実施と、テント泊デッキや雨天時用の東屋など木造手作りの施設群の設置が、都市計画法上、開発行為に該当するため、杉林内樹間部の観察用ツリーハウス、東屋、バイオトイレなどが県土木事務所により解体撤去の指導を受けた。

「旅行業法・運送業法・食品衛生法などが地域内コミュニティを生かした活動に障害」

集落内の各所にワゴン車で人を動かしながら訪問して、さまざまな生業の体験や話を聞いたり、郷土食をご馳走になったりする活動が種々の法で違法行為となる。

昨年度、旅行業三種を取ったが、300万円の供託金は高いハードル。

「研修生のOJTに最低賃金の適用」

全国の自然学校などのスタッフ養成では座学だけでなく、現場で長期間の実技研修が不可欠。各校平均1年間の研修生・実習生制度がある。この間、研修生には生活補助費として10万円程度の手当てを支給しているが、労基署から地域内最低賃金の支給や勤務時間の制限が指導される。自然学校を始めたい人の研修で就業ではない。

「NPOなどが造る酒は酒税法違反」

一年間を通して酒米の田植えから収穫、造り酒屋にお願いして仕込みと絞りま

でを行い、ラベルを「自然学校の自酒」として各所に配って大好評だったが、国税局から摘発され、造り酒屋もあやうく免許停止になるところだった。

「ワゴンツアーが道路運送法違反」

全道的なエコツアーを売りにしていたNPOが、「ワゴンツアー」として乗車定員 8 名を乗せてキャンプなどをしながら各所を巡る人気ツアーが、道路運送法違反として運送業界などから指摘され、出来なくなった。安全上も道交法上も問題ないことが、業法では違反となるのは特定業界保護の制度では。